

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十月十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百十号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第

七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表法第十九条第一項の項を次のように改める。

法第十九条第一項	
一類感染症	新型コロナウイルス感染症
患者に	患者（六十五歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者及びこれら以外の者であつて当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ることと同意しないものに限る。第二十四条第五項、第二十七条、第三十三条、第三十五条第一項及び第六十三条第一項を除き、以下同じ。）に
特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）に

附則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条（第十号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定により支弁する費用及び同令第三条において準用する同法第六十一条第二項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

3 この政令による改正前の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（以下「旧令」という。）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条又は第二十條の規定による入院に係る同法第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

○厚生労働省令第百七十二号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十九条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令を次のように定める。

令和二年十月十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令

（準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める者）

第一条 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「準用感染症法」という。）第十九条第一項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 六十五歳以上の者

二 呼吸器疾患を有する者

三 前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者

四 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者

五 妊婦

六 現に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の症状を呈する者であつて、当該症状が重度又は中等度であるもの

七 前号に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者

八 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

（準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項）

第二条 準用感染症法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること

二 指定された期間、指定された場所から外出しないこと

三 前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項

附 則

この省令は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百十号）の施行の日から施行する。